

6. 自転車対策の推進

川崎駅周辺の自転車の放置台数は、東口地区では約 1,500 台、西口地区では約 200 台（平成 15 年 5 月の調査）となっており、西口地区の再開発事業の完成により、駅周辺への自転車利用者は増加するものと見込まれています。現在の駅周辺では、自転車需要に対応した駐輪場整備の用地確保が難しい状況から、新たな駅周辺の自転車対策の方向性についての検討が必要となっています。今後、東口駅前広場機能の見直しを契機として、駅周辺の放置自転車の解消に向けて、市が中心となり、鉄道事業者や商業者等との協働による自転車対策へ取り組み、また、市民等による自転車利用のマナー啓発活動など、ハード面とソフト面からの自転車対策を推進します。



東口駅前の放置自転車

(17) 駅前広場機能の見直しに伴う抜本的な駐輪対策

東口地区では、常に満車の状態であり、歩道上に駐輪されている状況が見受けられ、自転車需要に見合う駐輪場整備が課題となっています。現在の駅周辺の土地利用の状況からは、駅に近接する駐輪場整備用地の確保は難しい状況にあることから、整備候補地の検討やその実現可能性の検証が必要となっています。今後、東口駅前広場機能の見直しを契機として、市では駐輪場整備に向けた調査、検討を行い、段階的な駐輪場整備を推進します。



東口新川通り店舗前の駐輪

(18) 道路、歩道空間等を利用した暫定駐輪場の整備

川崎駅周辺では、違法駐輪や買物客による一時駐輪が多く、歩行者通行の妨げになっている箇所が多いことから、違法駐輪の解消に向けた取り組みが必要となっています。

このため、市では自動車交通が少ない道路、歩道空間を有効活用した暫定駐輪場の整備を図ります。

(19) 自転車利用の啓発

駐輪場整備などのハード面の整備による自転車対策とあわせ、自転車監視員、市民ボランティアなどによる自転車利用マナーの啓発や放置防止啓発活動などのソフト対策を講じることで、歩行者空間の確保、駐輪マナーの向上による放置状況の改善を図ります。



市民ボランティアの活動

(20) 事業者等による駐輪場の整備

平成 17 年 4 月から、新築等の商業施設を対象に駐輪場の設置を義務づける条例が施行されました。条例に基づいて駐輪場整備の指導・誘導を進めるとともに、鉄道事業者や既存の商業者等の自転車対策への協力を得ながら、駅周辺の放置状況の改善を図ります。



鉄道事業者等との協働による駐輪場整備

